

沼津市スポーツ合宿誘致事業費補助金交付要綱

令和2年9月30日

告示第 329号

(趣旨)

第1条 スポーツ合宿の誘致を促進し、もって新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている市内の宿泊施設及びスポーツ施設等の需要喚起を図り、地域産業の活性化につなげるため、スポーツ合宿を実施するスポーツ団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ 肉体的鍛錬や技能向上を主たる目的にした活動で、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号）第1条で規定する東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会において実施する競技、駿河湾におけるマリンスポーツ及び市長がこれに準ずると認めるものをいう。
- (2) スポーツ施設等 一般の利用に供する目的で地方公共団体又は民間等が設置した、スポーツに係る技能強化を図るための施設、海水浴場、サイクリングロード等をいう。
- (3) スポーツ合宿 複数人がスポーツ施設等を利用して実施する、スポーツに係る技能強化又は基礎体力の向上を目的に行う、宿泊を伴う事業をいう。
- (4) スポーツ団体 スポーツに係る活動を目的とし、前号に定めるスポーツ合宿を実施する団体をいう。
- (5) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業に係る施設をいう。
- (6) 宿泊者 前号に定める宿泊施設に宿泊する者のうち、選手及び指導者等（監督又はコーチ等スポーツ団体に属する者をいい、保護者、付添人等は含まない。）をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和2年10月23日以後に開始し、令和3年3月7日以前に終了するスポーツ合宿であること。
- (2) 市内のスポーツ施設等を利用し、かつ、市内の宿泊施設に宿泊すること。
- (3) スポーツ合宿における宿泊者数が5人以上であること。
- (4) 延べ宿泊数（1回のスポーツ合宿における、スポーツ合宿に参加した宿泊者全体の宿泊施設における宿泊数の合計をいう。以下同じ。）が20泊以上であること。
- (5) 政治的又は宗教的活動を目的としていないこと。
- (6) 営利を目的としていないこと。
- (7) 単に親睦又は慰安を目的としていないこと。
- (8) 公序良俗に反していないこと。
- (9) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (10) その他市長が不相当と認めるものでないこと。

(補助金の額及び補助の限度額)

第4条 補助金の額及び補助の限度額は、次の表のとおりとする。

補助金の額	2,000円×延べ宿泊数
補助の限度額	1団体当たり20万円。ただし、1回のスポーツ合宿における支出（補助金の交付の対象となる事業に要した費用をいう。）の総額を超えない範囲内の額とする。

2 補助金の交付は、同一のスポーツ団体につき1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、沼津市スポーツ合宿誘致事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、スポーツ合宿を開始する14日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 沼津市スポーツ合宿誘致事業費補助金事業計画書（第2号様式）
- (2) 沼津市スポーツ合宿誘致事業費補助金収支予算書（第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金

の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書によりその旨を申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助対象事業について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助対象事業の内容の変更。ただし、補助対象事業の目的達成に影響がない軽微な変更を除く。

(2) 補助金の額の変更

2 補助事業者は、前項の規定による変更の承認を受けようとするときは、沼津市スポーツ合宿誘致事業費補助金変更承認申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 沼津市スポーツ合宿誘致事業費補助金変更事業計画書（第2号様式）

(2) 沼津市スポーツ合宿誘致事業費補助金変更収支予算書（第3号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

(変更の承認通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、補助金変更承認通知書によりその旨を補助事業者に通知するものとする。

(中止の承認申請)

第9条 補助事業者は、補助対象事業を中止しようとするときは、速やかに沼津市スポーツ合宿誘致事業費補助金中止承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、新型コロナウイルス感染症について新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言の発令その他やむを得ない理由により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、スポーツ合宿の終了した翌日から起算して7日以内に、沼津市スポーツ合宿誘致事業費補助金実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、提出書類の不備等の申請者の責に帰すべき事由により審査ができなかったときは、令和3年3月16日までに提出書類の補正等に応じない者は、第5条の規定による申請を取下げたものとみなす。

- (1) 沼津市スポーツ合宿誘致事業費補助金事業報告書（第7号様式）
- (2) 沼津市スポーツ合宿誘致事業費補助金収支決算書（第8号様式）
- (3) 沼津市スポーツ合宿誘致事業費補助金宿泊者名簿（第9号様式）
- (4) 沼津市スポーツ合宿誘致事業費補助金宿泊証明書（第10号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合には、その内容の審査を行い、適当であると認めたときは、補助金交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定を受けたときは、速やかに沼津市スポーツ合宿誘致事業費補助金支払請求書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

第1号様式（第5条関係）

沼津市スポーツ合宿誘致事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）沼津市長

住 所

団 体 名

代表者職氏名

印

電 話 番 号

令和2年度において、スポーツ合宿を下記のとおり実施したいので、沼津市スポーツ合宿誘致事業費補助金交付要綱第5条の規定により、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業計画書 別紙（第2号様式）のとおり
- 3 収支予算書 別紙（第3号様式）のとおり
- 4 そ の 他

当団体は、沼津市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団でないことを確約します。また、必要な場合には、このことについて、沼津市が静岡県警察本部に照会することを承諾します。（確約する場合には、にレ点を記す。）

第2号様式（第5条及び第7条関係）

沼津市スポーツ合宿誘致事業費補助金事業計画書（変更事業計画書）

団体の名称	
種 目	
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
宿泊施設	
使用スポーツ施設等	
参加予定人数	人（うち指導者等 人）
延べ宿泊数	泊
合宿の目的	
合宿の内容等	

- ※1 スポーツ団体の規約等、団体の構成が分かる書類を添付すること。
- ※2 スポーツ合宿の移動・行動計画等、流れが分かるよう記入すること。
- ※3 上記内容を満たす場合は、任意様式による提出も可能とする。

第3号様式（第5条及び第7条関係）

沼津市スポーツ合宿誘致事業費補助金収支予算書（変更収支予算書）

1 収入の部

項目	予算額（円）	説明
市補助金 参加者負担金		沼津市スポーツ合宿誘致事業費補助金
計		

2 支出の部

項目	予算額（円）	説明
宿泊費 交通費 スポーツ施設等の使用料		
計		

※行が足りない場合は、1ページに収まる範囲で適宜追加すること。

第4号様式（第7条関係）

沼津市スポーツ合宿誘致事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

（宛先）沼津市長

住 所

団 体 名

代表者職氏名

印

電 話 番 号

年 月 日付け沼津市指令 第 号で補助金交付決定があったスポーツ合宿を下記のとおり変更したいので、沼津市スポーツ合宿誘致事業費補助金交付要綱第7条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変 更 の 内 容

2 変 更 の 理 由

3 補助金交付変更額

既 交 付 決 定 額	金	円
変 更 承 認 申 請 額	金	円
差 引 増 減 額	金	円

4 事 業 計 画 書 別紙（第2号様式）のとおり

5 収 支 予 算 書 別紙（第3号様式）のとおり

6 そ の 他

第5号様式（第9条関係）

沼津市スポーツ合宿誘致事業費補助金中止承認申請書

年 月 日

（宛先）沼津市長

住 所

団 体 名

代表者職氏名

印

電 話 番 号

年 月 日付け沼津市指令 第 号で補助金交付決定があったスポーツ合宿を下記のとおり中止したいので、沼津市スポーツ合宿誘致事業費補助金交付要綱第9条の規定により、その承認を申請します。

記

1 中 止 の 理 由

第6号様式（第11条関係）

沼津市スポーツ合宿誘致事業費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）沼津市長

住 所

団 体 名

代表者職氏名

印

電 話 番 号

年 月 日付け沼津市指令 第 号で補助金交付決定があったスポーツ合宿の実績について、沼津市スポーツ合宿誘致事業費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業報告書 別紙（第7号様式）のとおり
- 2 収支決算書 別紙（第8号様式）のとおり
- 3 宿泊者名簿 別紙（第9号様式）のとおり
- 4 宿泊証明書 別紙（第10号様式）のとおり
- 5 そ の 他

第7号様式（第11条関係）

沼津市スポーツ合宿誘致事業費補助金事業報告書

団体の名称	
種 目	
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
宿泊施設	
使用スポーツ施設等	
参加人数	人（うち指導者等 人）
延べ宿泊数	泊
合宿の内容等（スポーツ施設等での活動記録（写真等）を記入又は添付すること）	

第8号様式（第11条関係）

沼津市スポーツ合宿誘致事業費補助金収支決算書

1 収入の部

項目	決算額（円）	説明
市補助金 参加者負担金		沼津市スポーツ合宿誘致事業費補助金
計		

2 支出の部

項目	決算額（円）	説明
宿泊費 交通費 スポーツ施設等の使用料		
計		

※市補助金額にかかる支出分の領収書を添付すること（宿泊証明書も含む。）。

第9号様式（第11条関係）

沼津市スポーツ合宿誘致事業費補助金宿泊者名簿

団体名

実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

指導者等

日	氏名	役職	宿泊日				
			/	/	/	/	/
1							
2							
3							
4							
5							
計			人	人	人	人	人

選手

	氏名	宿泊日				
		/	/	/	/	/
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
計		人	人	人	人	人

合計宿泊数

宿泊日				
/	/	/	/	/
泊	泊	泊	泊	泊
合計		泊		

補助金額 延べ宿泊数 _____ 泊 × 2,000円 = _____ 円

第10号様式（第11条関係）

沼津市スポーツ合宿誘致事業費補助金宿泊証明書

宿泊団体名 _____

宿泊者数

宿泊日	宿泊者数
年 月 日	人
年 月 日	人
年 月 日	人
年 月 日	人
年 月 日	人
計	人

宿泊費用 _____ 円

上記内容に相違ないことを証明します。

年 月 日

所在地

宿泊施設名

代表者

(連絡先

印

)

※必ず宿泊施設から証明を受けること。

※上記内容を満たす場合は、任意様式による提出も可能とする。

